

2026 年度
自治体システム標準化支援プロジェクトチーム
活動計画（案）

2026 年 4 月
プロジェクトチーム事務局

2026 年度

クラウド・データ利活用検討 TF 活動計画（案）

1 2026 年度の目標

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号）において、標準化基準に適合した地方公共団体情報システム使用の義務化と合わせ、ガバメントクラウドとの明言はないものの、クラウド・コンピューティング・サービスの活用が努力義務とされているところである。

さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023 年 6 月 9 日 閣議決定）において「地方公共団体又は民間事業者が基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを利用することが可能となるような環境の整備を図る。」とされている。また、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業なども実施されているところである。

一方で、ガバメントクラウドについては多くの内容がまだ検討状態であり、標準準拠システムを供給する事業者がガバメントクラウド上に確実にサービスを構築し、自治体へ遅延なく提供可能とするためには課題が多くあることが懸念される。そこで、デジタル庁等、ガバメントクラウドの構築を担う省庁と、ガバメントクラウド上に業務システム等の構築を担う事業者との情報交換、意識共有の場を設置し、課題共有や解決への寄与を目指すものとする。

2 2026 年度の取り組みテーマ

上述の状況をふまえ、2025 年度に引き続き、2026 年度も下記の 3 テーマに取り組む。

1. ガバメントクラウドに関する情報収集・共有

ガバメントクラウドについては先行事業が実施され、徐々に具体像が確定している状態にある。しかしながら、まだ事業者がガバメントクラウド上にシステムを構築し、事業を実施するうえで不確定の要素が残っている。

そこで、デジタル庁等のガバメントクラウド所管省庁と密に連携を行い、必要な情報の収集と TF メンバーとの共有を目指す。情報については未確定状態であっても、その点明示の上、可能な限り早急な情報展開を目指す。

情報内容としては次のようなものが想定される。

ガバメントクラウドに関する

- 具体的実装方法
- 自治体とのネットワーク環境、接続方式、設定
- システム保守手順、改修ルール、テストルール等

2. ガバメントクラウドに対する要望のとりまとめ、提出

上記の確認事項については、事業者が一方的に情報の受け手となる形は望ましくない。確実なシステム構築、保守運用を行う上で、事業者としての意見、希望を提示し、所管省庁と双方向の議論が欠かせないものとする。

今後、デジタル庁等から事業者への直接ヒアリングなども想定されるが、多くの事業者からバラバラの意見が出されることも望ましい方向とは言えない。

APPLIC において議論を行い、要望や意見について整理とりまとめを行うことが、効率的なガバメントクラウド実現において大いに有効であるとする。

本 TF において、可能であればデジタル庁等のオブザーバ参加を仰ぎ、意見についての協議を行い、TF 総意としての提出を目指す。

3. 共通機能の標準に対する質問・意見提出

2026年2月27日に「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.7版】」が公表されたところである。改定された仕様書をベースとした、実装に向けての意見交換や確認、デジタル庁への質問等を必要に応じて行う。特に仕様の解釈や実装上の疑義等を明確にすることを重点作業とする。

3 成果物（予定）

ガバメントクラウドについては検討状況であり、本年度の具体的成果物を明示することは困難である。

目標とする実質成果としては、

事業者が準備を確実に遂行できる水準でのガバメントクラウドに関する情報収集
事業者からのガバメントクラウドに関する要望のデジタル庁等への確実な提供
である。

以 上

2026 年度 個別業務標準化 TF 活動計画（案）

以下の TF に関しては、設置の趣旨、活動計画が共通するため、合わせて計画を定義する。なお、以下の TF 全体を総称して「個別業務標準化 TF」と呼ぶ。

- 住民基本台帳標準化 TF
- 地方税標準化 TF
- 選挙人名簿標準化 TF
- 就学事務標準化 TF

1. 検討テーマと作業項目

(1) 自治体システム等標準化への対応

各省より対応する標準仕様が以下の通り、2026 年 3 月時点で公表されている。

住民記録システム標準仕様書（第 6.1 版）【総務省】

印鑑登録システム標準仕様書（第 3.3 版）【総務省】

戸籍附票システム標準仕様書（第 3.1 版）【総務省】

選挙人名簿管理システム標準仕様書（第 1.4 版）【総務省】

税務システム標準仕様書（第 5.1 版）【総務省】

就学事務システム（学齢簿編成等）標準仕様書（第 4.0 版）【文部科学省】

就学事務システム（就学援助）標準仕様書（第 4.1 版）【文部科学省】

同仕様書の作成、改定作業に関して、各省の検討会から事業者視点によるチェックや技術的助言等の支援が求められている。

本 TF では各省検討会の検討作業に合わせ、各種問い合わせやレビュー依頼等に対応した作業を行う。

(2) PKG 実装に向けた意見交換

各標準仕様の公表を受け、PKG 事業者には PKG 製品の標準仕様対応が求められているところである。しかしながら、その解釈や具体的な実装方法については明確になっていない部分も多々見受けられる。

そこで本 TF では PKG 実装にむけた事業者間の情報交換、意見交換を行うとと

もに、必要に応じて各省への提言や問い合わせ等を行う。

これにより、2025年度までの確実なPKG対応、実装を可能とすることを目標としてきたが、標準準拠システムへの移行期限が特定移行支援システム等で延伸していることから継続目標とする。

2. 検討方法

(1) TFの運営

TF設置・運営にあたっては、下記の通りとする。

- ・各省の検討会が自治体によって構成されていることを受け、TF構成員は原則事業者（普通会员）とし、標準仕様ワーキンググループメンバーより公募する
- ・TFの開催頻度は、各省検討会の開催状況、各省からの問い合わせ内容等に応じて適宜設定する。
- ・TFの検討結果等は各省検討会への提供（回答）を基本とするが、地域情報プラットフォーム標準仕様改定にかかわる内容についてはWGへ報告する

(2) 作業の進め方

本TFでの作業については、各省からの依頼内容に応じ、適宜メンバーで作業を分担して実施する。

作業は原則GitHub上で行い、集合性の会合は必要に応じてオンライン開催するものとする。特に仕様内容についての質問等の議論はGitHubのIssueを用いて実施する。

3. 成果物（予定）

各省への回答を基本とするため具体的成果物は想定しない。

4. スケジュール（案）

各省検討会の開催状況に応じて適宜決定する。

策定された仕様書をベースとした、実装に向けての意見交換や確認、各省への質問作業を中心とする想定である。特に仕様の解釈や実装上の疑義等を明確にすることを重点作業とする。

以上

2026 年度

データ要件・連携要件 TF 活動計画（案）

1 2026 年度の目標

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号）が制定され、地方公共団体情報システムの標準化が決定されるとともに、標準化基準に適合したシステムの利用が義務付けられた。

これを受け、各省では標準化基準の策定／改定が進むとともに、デジタル庁において、基本方針の一環として、標準システムにおいて取り扱われるデータとその連携に関する基準である「データ要件・連携要件」が策定されている。

「データ要件・連携要件」の策定においては、標準化基準に適合した業務パッケージを開発する事業者との十分な協議と理解が欠かせない。

「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件 標準仕様書【第 1.0 版】」が 2022 年 8 月末に公表された後、2024 年 9 月には【第 4.1 版】へ改定され、一部業務の各論については 2026 年 3 月に改定されたところである。引き続き事業者視点での確認を行い、デジタル庁と十分な協議の場を持ち、「データ要件・連携要件」の改定・精度向上に協力することを目標とする。

2 2026 年度の取り組みテーマ

上述の状況をふまえ、2026 年度も下記の 3. テーマに取り組む。

1. データ要件・連携要件案についてのレビュー

デジタル庁と連携し、データ要件・連携要件の原案資料を入手、タスクフォースメンバーによるレビューを行う。

レビューは妥当性や実現可能性、費用対効果など事業者視点を中心に行う。その際に疑義等がある場合はデジタル庁と連携し、確認を行う。

2. データ要件・連携要件に対する意見提出

レビュー結果として「データ要件・連携要件」に対してタスクフォースの総意として修正すべきと決定されたものについては、デジタル庁へ提言する。

3. QA 対応

「データ要件・連携要件」に関してデジタル庁より問い合わせがあった場合、適宜タスクフォースより回答を行う。

3 進め方

事業者視点でのレビューとするため、タスクフォース参加者は普通会员に限定する。

短期間に多量の資料を効率的にレビューするため、作業は GitHub を活用し、原則集合性の会合は開催しない。

デジタル庁との連携、協議については事務局が仲介し、必要に応じてオンラインミーティングの場を持つなど、効率的な進め方を優先する。

4 成果物（予定）

デジタル庁の取り組みに対する協力を目標としており、個別の成果物は予定していない。

以 上